

制定案

RI 細則第 8 条 040 節

「クラブおよび地区提出の決議案の承認」の規定を改正する件

提案者：大和中ロータリークラブ

国際ロータリー細則第 8 条 040 節を次のように改正する
(国際ロータリー細則第 19 ページ)

第 8 条 040 節 クラブおよび地区提出の決議案の承認

クラブおよび地区が提案する決議案は地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区審議会、または第 12.050.節の手續にできるだけ沿った形でガバナーの実施するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1 回の決議審議会につき 5 件より多くの決議案を提出もしくは承認すべきではない。

(本文終わり)

趣旨及び効果

国際ロータリー細則第 7 条 030 節により制定案については、地区に対して提出もしくは承認を制限している。ところが決議案については、制限の明確な規定がない。このままでは地区により提出、承認に多くの差が生じる可能性があり、本制定案は、決議案についても制定案と同様に明確な制限を定めることを求めるものである。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。